

(表)

様式第1号(第4条関係)

筑前町本人通知制度事前登録申込書

年 月 日

筑前町長

申 込 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	電 話 番 号	
	申込者の区分	1 本人 2 法定代理人 3 代理人

筑前町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条により、次のとおり登録を申し込みます。

通知を希望する人 (住民票の写し等に記載のある人)	氏 名	フリガナ					
	生年月日	年	月	日	性別	男	女
	住 所	〒					
	本 籍		筆頭者				
	電話番号						

※本籍地が筑前町以外の人、本籍及び筆頭者の記入は不要です。

法定代理人が申し込む場合は、次の欄に記入してください。

法定代理人の区分	1 未成年者の法定代理人	2 成年被後見人の法定代理人
氏 名	フリガナ	
住 所	〒	
電 話 番 号		

※1 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○を付けてください。

※2 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) あなたが本人であることを証明する書類(個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証等)
- (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
- (3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状及び委任者の本人確認書類(コピー可))

※3 裏面に記載してある注意事項をよく読んでください。

町記載欄(以下は記入しないでください。)

受 付	照 合	入力等	本人等の確認書類		備 考
		住基 戸籍	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 代理人	☐ 個人番号カード ☐ 住民基本台帳カード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ その他 ()	

※今回の登録期間の満了日 年 月 日

(裏)

注意事項

1 この申込書により登録された人には、その住民票の写し等（※1）を第三者（※2）に交付した場合に、その旨を通知します。

※1 住民票の写し等とは、住民票（除票及び改製されたものを含む。）の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写し（消除及び改製されたものを含む。）並びに戸籍全部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍個人事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍一部事項証明書（除かれたものを含む。）、戸籍謄抄本（除かれたもの及び改製されたものを含む。）及び戸籍記載事項証明書（除かれたもの及び改製されたものを含む。）をいいます。

※2 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の方（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいいます。また、本人等とは、住民票関係の場合は本人又は同一の世帯に属する人、戸籍関係の場合は本人又は本人と同じ戸籍に書かれている人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。

2 登録された人に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、住民票の写し等交付通知書（第三者に交付した年月日、その種類及び通数を記載したもの）を送付します。

3 通知書は、登録された人に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り送付し、登録された人と同一の住民票、戸籍等に記載されている人であっても、登録されていない人は通知の対象となりません。

4 転出、転居等により、氏名、住所、連絡先等に変更が生じた場合は、届出が必要です。

5 この申込みによる登録は、登録日から3年を経過した日以後の最初の3月31日まで有効です。引き続き登録を希望する場合は、再度登録が必要です。

6 登録された人が死亡したとき、居所不明により住民票が消除されたとき、国外に転出したとき及び町長が特に必要と認めたときは、職権により登録を抹消します。

7 この登録は、届出により廃止することができます。